

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置事業補助金		市の担当部課	消防本部消防署		
				問い合わせ先	0568-65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		丸山5町内会 はじめ46団体		代表者名	町内会長		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		補助金を交付することにより、町内の街頭に消火器及び格納箱が設置され、火災発生時の初期消火体制が確立できるため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		901,320 円	692,160 円	648,350 円	1,000,000 円		
		(901,320 円)	(692,160 円)	(648,350 円)	(1,000,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		市の補助金により、町内の街頭に消火器及び格納箱を設置した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		648,350 円			
		うち補助対象経費		648,350 円			
		補助対象経費の内訳		消火器購入費 250基		534,690 円	
				格納箱購入費 66箱		113,660 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		消火器、格納箱とも購入費用の1/3			
		補助限度額		消火器 1基 3000円、格納箱 1箱 2,000円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算していない		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		補助金を交付することにより、町内の街頭に消火器及び格納箱が設置され、火災発生時の初期消火体制が確立することができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。